件名	愛媛県地方障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例
主管課	障害福祉課
根拠法令等	障害者基本法の一部を改正する法律(16年6月4日公布)ほか

【改正の概要】

障害者基本法 (地方障害者施策推進協議会の根拠条項) の条ずれに伴う規定整備を行う。

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)<u>第30条</u>第3項の規定に基づき、愛媛県地 方障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるもの とする。

〔改正条例第1条関係〕

<u>第24条</u>第3項 (H16.6.4施行)

[改正条例第2条関係]

第26条第3項 (政令で定める日施行)

施行日

公布日施行。ただし第2条の改正規定は、改正法附則第1条ただし書の政令で定める日から施行

【その他参考事項】

地方障害者施策推進協議会の概要

- (1) 設置 平成6年11月21日
- (2) 根 拠 障害者基本法第26条第3項
- (3) 委員数 15人
- (4) 会 長 渡辺 孟(愛媛大学名誉教授)
- (5) 調査審議事項

県障害者計画の策定及び変更に関する事項の調査審議

県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項

県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する 事項

障害者基本法の改正の概要

- (1) 差別禁止の理念の明示
- (2) 「障害者の日」(12月9日) 「障害者週間」(12月3日~9日)
- (3) 障害者基本計画等の策定について努力義務規定から義務規定へ
- (4) 障害者の福祉に関する次の基本的施策を規定

教育における相互理解の促進

地域の作業活動の場等への助成

- (5) 難病等の調査研究の推進等を規定
- (6) 中央障害者施策推進協議会の設置